

H29.4～ 岩手労働局長登録 技能講習のご案内

★ 無資格での作業は安全衛生法により処罰されます。

受講者急増中

小型 移動式クレーン (つり上げ荷重5t未満) 運転技能講習

修了証即日交付!

玉掛け 技能講習 (つり上げ荷重無制限)

【玉掛けとは】クレーンやデリックなどに荷を吊らせる際にワイヤ・ロープなどに荷を掛け確認し荷を確実に運べるようにクレーン運転士に対し合図を送るという作業です。クレーン運転士などの資格のみではつり上げの際の荷掛け、荷外しが出来ないためクレーン業務の必須資格と言えます。



玉掛け作業の風景 ←

【小型移動式クレーン】(つり上げ荷重1～5t未満)

◎特例コース
鉱山保安法による「鉱山」においてつり上げ荷重5t以上の移動式クレーン業務に一月以上従事した経験者

- ◎Aコース
- ・クレーン運転士免許を受けた者
- ・玉掛け技能講習を修了した者、等

◎Bコース
建設業法施行令の建設機械施行技術検定一級合格者で、実地試験においてシヨベル系建設機械操作施行法もしくは基礎工事中用建設機械操作施行法を選択した者等

・車両系建設機械(基礎工事中用)運転技能講習を修了者
◎Cコース
クレーンまたは移動式クレーンの特別教育を受けた者で、クレーンの運転業務あるいは移動式クレーンの運転業務(道路走行業務は除く)6ヶ月以上の経験者

【玉掛け】(つり上げ荷重1t～無制限)

◎特例1コース
・玉掛けの特別教育を修了し、つり上げ荷重1t未満のクレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛け業務6ヶ月以上の経験者

◎特例2コース
・つり上げ荷重1t以上の玉掛けの補助作業の業務6ヶ月以上の経験者 (※「補助作業の業務」は合図のみの業務は含まない。)

・制限荷重1t未満の揚貨装置の玉掛け業務6ヶ月以上の経験者

◎Aコース
・クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置の運転士免許所持者
・小型移動式クレーンまたは床上操作式クレーンの運転技能講習修了者

◎Bコース
・クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置の特別教育修了後6ヶ月以上の業務経験者

・鉱山保安法による鉱山において1ヶ月以上のクレーンの運転業務経験者

・鉱山においてつり上げ荷重5t以上の移動式クレーン運転業務1ヶ月以上の経験者

◎Cコース 無資格・未経験者

講習申込時・最終日は
印鑑をご持参ください。

【小型移動式クレーン運転技能講習】集合時間 8:20

コース	講習料(教本込)※8%税込	日数
13 時間講習 (特例)	19,132	3
16 時間講習 (Aコース)	40,114	3
17 時間講習 (Bコース)	44,229	3
19 時間講習 (Cコース)	43,817	3
20 時間講習 (Dコース)	47,931	3

【玉掛け技能講習】集合時間 8:20

コース	講習料(教本込)※8%税込	日数
15 時間講習① (特例 1)	26,023	3
16 時間講習 (特例 2)	28,183	3
15 時間講習② (Aコース)	26,024	3
18 時間講習 (Bコース)	31,681	3
19 時間講習 (Cコース)	33,841	3

※ 各講習のコース別(免除内容)は所持資格・実務経験等により異なります。
※ テキスト講座毎に・写真等の料金は別に申し受けます。
※ 電卓・筆記用具・ヘルメット・作業服・皮手袋・安全靴(スニーカー不可)は各自でご準備いただきます。

【申し込み時に必要なもの】免許証・所持資格証明書・実務経験証明書・講習料・認印・写真3枚

講習は完全予約制です。各講習開始日前にお申し込み下さい。《定員超過の場合はご容赦下さい》

申し込み受付時間は、原則として9:00～17:00 となります。都合の悪い方はご相談下さい。

TEL(0197)35-1237 (株)江刺自動車学校 《普通車・大特・けん引・二輪・フォークリフト・小型移動式クレーン・玉掛け》

製造・建設・運輸の現場で大活躍!